

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

インボイスの取扱い に関するご質問

(令和7年10月28日更新)

#312 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

インボイスの取扱いに関するご質問が令和7年10月28日に更新され、新たにⅧとⅨの2題が新聞として公表された。前回の更新が同年6月10日であるから、およそ4か月ぶりの更新となる。なお、前回の更新により追加されたⅤ～Ⅶの3題は、同月に改訂されたインボイスQ&A本体に取り込まれている。

今回は、令和7年10月28日の更新で追加された新聞について、その内容を検証する。

問Ⅷ 令和8年10月1日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用

当社は免税事業者と取引を行っています。例えば、令和8年9月21日から提供を受けている役務について同年10月20日に完了し、同月31日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と50%のどちらの割合を用いて計算すればよいのでしょうか。また、役務の提供ではなく、商品の仕入れである場合はどうなりますか。

1 解説

非登録事業者からの課税仕入れについては、区分記載請求書等の保存を要件に、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は仕入税額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間は仕入税額の50%を仕入控除税額の計算に取り込むことが認められているが、令和8年10月1

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい